

3 事例報告用資料Ⅰ

神奈川県横浜市福祉局障害福祉課

横浜市における在宅福祉支援施策について

1 「横浜市障害者プラン」の概要

2 相談支援システムの体制整備

3 地域生活移行システムの構築

4 新たな支援事業

（1）後見的支援を要する障害者支援条例

（2）あんしん入居事業

5 その他

プランでめざす社会

障害者が
自らの意思で選択し
生活を決めることが
できる社会

障害者が住み慣れた
地域で生活を
送れる社会

障害者が安心して
日々の生活を
送れる社会

障害児の
学習環境を整備し、
生活を支えていく社会

施策展開の 近道の探索

- 障害者の人権の尊重と
保障
- 障害者自身が解決する
力の向上
- 生涯を通じて一貫した
支援体制の整備
- 地域生活を継続する
ための施策の展開
- 当事者・地域・行政の
協働

「横浜市障害者プラン」抜粋

実現のための施策の方向性

自己選択・自己決定の理念により、障害者が自ら自分の暮らしや生き方を選択し、生活の質を高めていくことができる社会を創っていきます。そのために、障害者自身や家族の力を強めていく（エンパワーメント^{*7}）環境を整え、相談支援システムの整備や福祉事業の第三者評価の実施などを進めていくとともに、「横浜市後見的支援をする障害者支援条例」に基づいて、支援が必要な方に対する支援の促進など、ライフステージを通じて一貫した障害者の支援を進めていきます。

障害者が地域で生活することができるよう、行政、民間企業や社会福祉法人・NPO、障害者団体及び地域生活に関わるすべての人々が協働して、多様なサービスの供給体制とその仕組みを整えていきます。現在、施設や病院に入所（院）している方が地域に戻るためのシステムづくりや、地域生活を支える様々な在宅サービスを充実し、地域のバリアフリー化を一層進めています。

障害者が病気や事故などに際しても、安心して適切な医療サービスを利用することができるための環境や体制づくりを進めていくほか、病気の予防と早期発見を図るために日頃の健康管理・健康相談体制の充実を図ります。また、災害時に障害者が安心して生活をし続けることができるための施策を検討します。

障害児一人ひとりのニーズに応じた教育を推進するために、福祉・保健・医療・教育の連携を深め、相談支援・指導プログラムの充実を図ります。また、個別支援学級の充実や、家族の病気等による通学困難時での支援体制の確保や学校施設のバリアフリー化の推進、在宅生活の支援など障害児が学びやすい環境づくりを推進し、障害児の生活を総合的に支える仕組みづくりを検討します。

各種の就労支援策を推進し、就労援助センターや学齢期からの就労相談・訓練を充実するとともに、特例子会社の設立支援や民間事業者提案型の障害者の店の整備など就労機会の拡充を図ります。

重点施策

“実現のための施策の方向性”の中から、次の事業・施策を重点施策としてまとめました。

普及・啓発のさらなる充実

相談支援システムの体制整備

地域生活移行システムの構築

医療環境・医療体制の充実

障害児の生活・学習環境の整備

障害者の就労支援の拡充

*7 エンパワーメント

人が社会生活のうえで抱える課題や問題を主体的に解決したり、生活の意欲を高めようとする、その力を増強もしくは回復させることです。人が自らの環境や背景に着目し、生活や行動のあり方への自覚あるいは希望を踏まえて、進んで自己決定し、行動する力を支援することです。

重点施策（1）普及・啓発のさらなる充実

現 状

障害のある人もない人も共に地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を目指して、これまでにもノーマライゼーションの理念のもと、障害理解のための普及・啓発に努めてきました。

横浜市においては、平成9年に「横浜市福祉のまちづくり条例」を施行し、横浜市が人間性豊かな福祉都市となるよう、市民、事業者、横浜市の協力・連携を基本に、福祉のまちづくりを総合的に推進してきました。

しかし、市民の理解が十分であるとはいえない状況であり、今後も社会全体で障害についての理解を深めていくことがさらに必要となります。

ニーズ把握調査結果より

＜身体障害者・知的障害者アンケート結果より＞(カッコ内は回答数)

生活面で困ること	身障(957)		知障(265)	
	件数 (人)	割合 (%)	件数 (人)	割合 (%)
自分の意志が相手に伝わらない	262	27.4	192	72.5
周囲の理解が足りない	194	20.3	95	35.8

＜精神障害者アンケート結果より＞(カッコ内は回答数)

今後の精神保健福祉サービスなどについて、重要と思うもの	精神障害者・通院(890)		精神障害者・入院(209)	
	件数 (人)	割合 (%)	件数 (人)	割合 (%)
病気や障害に関する社会の理解	564	63.4	114	54.5

＜グループモニタリング結果より＞

障害者への接し方を小、中学校で健常者に小さいときから教えたいたい。

障害者に対する対応をどうすればよいのかを考えて一緒に解決していく姿勢であればよいが、障害者では無理だと断られる、それは差別と言える。

精神障害は社会的偏見が他の2障害に比べて強く、公に障害のことを言えず、自分でも認知しにくい。

身体障害は周りからわかるので、世間の目は優しいが、精神障害の場合は、はたから見えないので、冷たい目で見られる。

精神障害の、社会的偏見をなくすには、「変わった病気ではない」と社会に伝わるとよいと思う。そうなると、自分が言いたいことを我慢することもなく、家族に遠慮もしないでいいようになる。

今後の考え方

障害のある人も同じように地域で生活することができる社会を実現するためには、すべての人が、疾病や障害に対する正しい理解を深めることが重要です。そのためには、小さい頃から生涯を通じて疾病や障害についての理解を深めるための施策をきめ細かく推進していきます。

障害についての理解を深めるためには、まず、乳幼児期・学齢期のうちから「あたりまえのこと」として障害を認識できるような学習環境・カリキュラムを工夫していくことが重要です。

また、障害についての理解を進めていくためにはどのようなことが必要なのか、市全体での取組のほか、区や地域の単位で、効果的な啓発事業を検討・実施していく必要があります。

この「障害者プラン」を実施する5年間において“よこはま”を地域で安心して自立した生活を送ることができます。

推進する主な施策・事業

施策・事業	内容
障害理解のための学習環境・カリキュラムの整備	学校教育や生涯学習などの中で、障害や精神疾患に対する正しい理解と認識を深めるための教育や、小・中学校と養護学校との交流教育を推進します。
市民参加による啓発事業検討プロジェクトの設置	公募等による検討委員（当事者等）により、効果的な啓発事業の方策を検討します。
区や地域単位などで普及啓発事業の検討・実施	当事者・家族・関係機関等と協働で検討・実施します。 地域関係機関・企業や学校等での研修会や講演会などの実施について、内容の検討や講師の派遣など、開催についての総合的な支援を行ないます。
障害者と市民の交流の促進	障害者への理解や、地域住民相互の関わりあいをつくるために、地域でコミュニケーションを図る事業を実施します。

障害のある人もない人も地域の中で安心して自立した生活ができる社会をめざして・・・
疾病や障害の正しい理解をすすめるために

